

監査公表第12号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年12月18日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

監査結果の措置対象

鳳来総合支所 地域課

監査結果報告年月日

平成29年12月6日

監査結果に対する措置通知年月日

平成29年12月14日

講じた措置等の内容

【地域課】

《意見》

公有財産として多くの土地・建物を管理しており、それぞれに取得・管理に至る経緯があるものと理解するが、特に不要不急な土地・建物については、次世代に負の資産として引き継ぐことがないようにするため、関係する部署、地区等とも調整を図り、整理等について検討されたい。

《措置内容》

公有財産については、合併前の旧鳳来町時代およびそれ以前から取得しているものが大多数を占めております。数多くの土地・建物が取得時の目的を失い、管理上の負担となっていることは間違いありませんが、鳳来総合支所周辺総合開発計画の用地候補も含まれております。本計画の動向、また、現在進められております第2次新城市財政健全化推進本部の決定を踏まえ、関係部署や地区との調整のうえ財産処分も含め整理を進めてまいります。